

INFORMATION

情報ひろば

※市外局番「0422」は省略。

Poki まんが

「傘」
フーTさん

コンテストHPでは、全ての応募作品を公開中です。

Poki4コマまんがコンテスト2025
ジュニア部門(優秀賞)

お知らせ

戸籍に関する証明書交付サービスを一時停止します

戸籍システムの更新作業のため、下記の期間で証明書交付サービスを停止します。

◆①全国のコンビニやスーパーなど
「コンビニ交付」ができるマルチコピー機の設置店舗が対象です。

■2月20日(金)午後11時～24日(火)午前6時30分

◆②三鷹駅前市政窓口

■2月21日(土)・22日(日)

◇交付を停止する証明書

戸籍の全部事項証明書(戸籍謄本)・個人事項証明書(戸籍抄本)・戸籍の附票の写し

※作業の状況により、停止期間を変更する場合があります。

問市民課①☎29-9191、②☎29-8058

下連雀地区公会堂の利用を
3月14日(土)から再開します

利用を希望する方は、2月26日(木)からコミュニティ創生課へご連絡ください。

問同課☎29-9611

家庭で不用になったはがきを
回収しています

市内郵便局の協力により、不用になった使用済みのはがき(裏が写真のものも可。事業所のものは不可)を回収しています。回収は専用の緑色の箱で行い、プライバシー保護のため、製紙工場で箱ごとリサイクルします。

※投入したはがきは取り出せません。

◆期間 2月27日(金)まで

◆回収場所 市内郵便局、市役所(1階受付、ごみ対策課(第二庁舎2階))、元気創造プラザ、リサイクル市民工房、市政窓口

問同課☎29-9613

3月1日(日)～7日(土)は
春の建築物防災週間

建築基準法第8条では、建築物の所有者、管理者、占有者は敷地、構造、設備を常時適法な状態に維持することとされています。建築物の安全確認を行いましょう。

問建築指導課☎29-9745

3月1日(日)～7日(土)は
春の火災予防運動

昨年起きた市内の火災原因の1位は11年連続で「電気関係」でした。近年では、リチウムイオン電池を使用した製品の発火も増えています。もし発火した際は、水を入れたバケツなどに水没させてください。また、住宅用火災警報器は、10年を目安に本体を交換しましょう。

問建築指導課☎29-9745

消防車や救急車の展示、消防演習など。

■3月1日午前9時～正午

所三鷹消防署(下連雀9-2-17)

申当日会場へ

問同署☎47-0119

国保・年金

3月2日(月)は
国民健康保険税・
後期高齢者医療保険料
(第8期)の納期です

納付はコンビニエンスストアやペイ

申し込みの記入例

- あて先 各記事の申込先、住所の記載がないものは「〒181-8555三鷹市役所〇〇課」(郵便料金の改定にご注意ください)
- 必要事項 ①行事・事業名(希望日・コース・回)、②申込者の郵便番号・住所、③氏名(ふりがな)、④年齢(学年)、⑤連絡先(電話番号・ファックス番号・メールアドレス)、⑥そのほか必要事項(保育・手話希望の有無など)

ジー対応のATM、スマートフォンアプリからでも可能です。

◆口座振替が便利です

申納税通知書、通帳またはキャッシュカード、口座届出印を市税総合窓口(市役所2階24番窓口)、市政窓口、指定金融機関へ

問納税課☎29-9218(口座振替)・☎29-9210(納税相談)

子育て・教育

催しなどの費用や申込方法は、各記事のQRコードからHPをご覧ください。

4月1日入所
学童保育所の一斉入所
申し込み(第2次受付)

第1次受付で定員に達していない学童保育所を対象に、先着順で受け付けます。詳しくは市HPをご覧ください。

問地域学校協働課☎29-8349

第14回「税に関する
絵はがきコンクール」
受賞者

市内の小学生から99作品の応募があり、3人が最優秀賞を受賞しました。

最優秀賞と優秀賞の作品は、市HPに掲載しています。

◆最優秀賞(敬称略)

●三鷹市長賞 荒堀明花(四小)
●三鷹市教育長賞 長南紬希(南浦小)

●税務署長賞 松山すみれ(六小)

◆作品展示(受賞作品のみ)

■3月16日(月)午後1時～31日(火)午後4時

所市役所1階市民ホール

申期間中会場へ

問(公財)武蔵野法人会☎51-1441(コンクール・作品について)、市民税課☎29-9193(展示について)

星と森と絵本の家の催し
(2月)

◆絵本リレー

■18日(水)午後3時30分から

◆おやじの絵本よみきかせ

■21日(土)午前10時30分から

◆みこえぶおはなし会「おはなしクリヨン」

■21日午後2時から

◆星のおはなし

■28日(土)午後2時から

問同施設☎39-3401

消費者相談窓口から

465

分電盤、給湯器の点検商法にご注意!

問消費者相談窓口☎0422-47-9042

相談事例
1

「分電盤の法定点検に伺いたい」と電話があり、契約している電力会社からの連絡だと思い、訪問を了承した。事業者から点検後に「分電盤が古く漏電の可能性がある。早めに交換したほうが良い」と言われ、交換工事の契約をしたが、高額のため解約したい。(70代・女性)

相談事例
2

突然訪問してきた事業者から「市の委託を受け、ガス給湯器の無料点検に回っている」と言われたので見てもらった。点検後、「だいぶ年数がたっているので近いうちに壊れる。新しい給湯器に交換した方が良い」と言われ工事の契約をしたが、本当に市が事業者に点検を委託しているのか。(70代・男性)

アドバイス

分電盤や給湯器などの無料点検などと言って突然訪問し、高額な設備の交換等の不要な契約をさせる、点検商法に関する相談が増加しています。一人暮らしの高齢者や築年数の古い住宅が狙われやすい傾向にあります。

市が分電盤や給湯器の点検を委託することはありません。また、電気やガスは、4年に1回の法定点検が義務付けられています。電力会社などから事前に通知があり、その場で設備交換などの勧説をすることはありません。

◆被害を防ぐための対策

●点検を持ち掛ける突然の電話や訪問には注意し、安易に事業者を家に入れない、契約しないようにしましょう。

●分電盤や給湯器は経年劣化により故障する可能性もあります。心配な場合は、信頼できる電力会社やガス会社に相談しましょう。

※契約後もクーリングオフができる場合があります。困った時は、すぐに消費者相談窓口または消費者ホットライン☎188にご相談ください。